

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

(第61号議案)

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略) (保育料の額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、別表第1に定めるC1階層からC7階層までに属する世帯及び別表第2に定めるC1階層からC7階層までに属する世帯のうち、生計を一にする要保護者等(施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。)がいる世帯における教育・保育給付認定子どもに係る保育料の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p>附則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>改正後の第4条第4項の規定は、令和3年9月以後の月分の保育料について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略) (保育料の額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定にかかわらず、別表第1に定めるC1階層からC7階層までに属する世帯及び別表第2に定めるC1階層からC7階層までに属する世帯のうち、生計を一にする要保護者等(施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。)がいる世帯及び<u>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条の規定により児童扶養手当の支給の認定を受けている保護者等のうち、婚姻によらず母又は父となった保護者等で現に婚姻をしていないもの(婚姻をしたことがある保護者等を除く。)</u>に係る世帯における教育・保育給付認定子どもに係る保育料の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>